# 訪問看護ステーションエーデルワイス運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人財団朔望会が設置する訪問看護ステーションエーデルワイス並びに訪問看護ステーションエーデルワイス前野町出張所(以下「エーデルワイス」という)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、エーデルワイスの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 1 エーデルワイスは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
  - 2 エーデルワイスは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
  - 3 エーデルワイスは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の方針)

- 第3条 1 エーデルワイスは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」 という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
  - 2 エーデルワイスは、訪問看護を提供するにあたっては、エーデルワイスの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行う者とし、第三者への委託によって行ってはならない。

#### (事業所の名称並びに所在地)

- 第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
  - (1) 主たる事業所

名称:訪問看護ステーションエーデルワイス 所在地:東京都板橋区四葉2-21-16

(2) 出張所

名称:訪問看護ステーションエーデルワイス 前野町出張所

所在地:東京都板橋区前野町3-36-10

# (職員の職種、員数及び職務内容)

事することができるものとする。

- 第5条 エーデルワイスに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
  - (1) 管理者:看護師もしくは保健師 1名 管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障が ない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設などの職務に従
  - (2) 看護職員:保健師、看護師又は准看護師とし、常勤換算数2. 5名以上を配置する。

訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:(必要に応じて配置する) 訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。
- (4) 事務職員

事務業務全般に従事するものとする。

### (営業日及び営業時間等)

- 第6条 1 エーデルワイスの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
  - (1) 営業日:通常月曜日から金曜日までとする。但し国民の祝日及び12月31日~1月3日までを除く。
  - (2) 営業時間:午前8時30分から午後5時までとする。
  - 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

# (訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。 但し医療保険適用となる場合は重要事項説明書に記載されたとおりとする。

#### (訪問看護の提供方法)

- 第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
  - (1) 利用者がかかりつけ医に申し出て、主治医がエーデルワイスに交付した指示書及び居宅サービス計画書に基づく、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
  - (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市区町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

#### (訪問看護の内容)

- 第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。
  - 1. 健康状態の観察と助言(バイタルサインチェック、病状、心身の状態観察など)
  - 2. 日常生活の看護(清潔、食生活、排泄、環境、寝たきり予防など)
  - 3. 在宅リハビリテーション看護(日常生活動作の訓練や福祉用具の利用相談など)
  - 4. 精神、心理的な看護(生活リズムの調整やリラックスのためのケアなど)
  - 5. 認知症の看護 (コミュニケーションの援助や事故防止のケアなど)
  - 6. 医師の指示に基づく医療処置、検査、治療促進のための看護
  - 7. 療養環境改善のアドバイス
  - 8. 介護方法の相談、指導
  - 9. 様々なサービス(社会資源)の使い方
  - 10. ターミナルケア

#### (緊急時における対応方法)

- 第 10 条 1 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治 医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な 処置を講ずるものとする。
  - 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければな

### (利用料等)

第 11 条 1 エーデルワイスは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払い を利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービスの計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の介護保 険負担割合証の利用者負担の割合を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利 用者の自己負担とする。

- 2 エーデルワイスは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表料金表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 利用者の都合により居宅サービス計画をキャンセルする場合のキャンセル料
- (3) 保険適用外の利用料

### (通常業務を実施する地域)

第 12 条 主たる事業所が通常業務を行う地域は、板橋区一部(赤塚・赤塚新町・高島平・徳丸・西台・成増・四葉・大門・三園・新河岸・蓮根)周辺及び練馬区一部(北町1~8丁目・田柄2丁目)周辺とする。 出張所が通常業務を行う地域は、板橋区一部(常盤台・前野町・中台・若木・相生町・南常盤台・東山町・東新町・桜川・上板橋・志村・泉町・宮本町・清水町・蓮沼町・大原町・小豆沢・中板橋・双葉町・富士見町・大和町・本町・弥生町・仲町・栄町)周辺及び練馬区一部(北町1丁目・錦1丁目)周辺とする。

#### (相談・苦情対応)

- 第 13 条 1 エーデルワイスは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
  - 2 エーデルワイスは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結から2年間保存する。

### (事故処理)

- 第 14 条 1 エーデルワイスは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに区市町村、 介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  - 2 エーデルワイスは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の 日から2年間保管する。
  - 3 エーデルワイスは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

# (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 15 条 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止などのため。指針を整備し責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなどの措置を講じる。
  - 1 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行う。
  - 2 当該事業所従事者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報する。
  - 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底

を図る。

4 事業所は虐待防止責任者を定め利用者に周知する。

### (感染症対策について)

- 第16条 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じる。
  - 1 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
  - 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
  - 3 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に 一回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底する。
  - 4 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
  - 5 従事者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(不可抗力に伴う非常事態発生時の対応と業務継続に向けた取り組みについて)

- 第17条 業務継続に向けた取り組みについて次に掲げる措置を講じる。
  - 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
  - 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
  - 4 上記、 $1 \sim 3$  にかかわらず以下の場合、サービスの提供の休止、中断、延期、変更を行うことがある。
    - ① 地震、台風の直撃に伴う大雨や暴風、局地的豪雨・竜巻・大雪、路面凍結などの発生によって 利用者の自宅の被害、当事業所の被害、職員の人的被害が発生した時。
    - ② 停電、断水、通信機器の停止、交通機関の停止や、大規模な渋滞などが発生した時。
    - ③ 上記のいずれかの発生の有無にかかわらず、当事業所の職員による訪問のための移動が危険と 判断された時。
    - ④ 当事業所が所在する地域の行政機関(気象庁、区役所など)から、当該地域内を対象として気象に関する警戒レベル4以上相当の警報が発令された時。
    - ⑤ 新型感染症や伝染病の拡大が発生した時、または感染拡大の発生が予測された時。

# (ハラスメントについて)

第 18 条 当事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、ハラスメント防止委員会を設置し、事業所内や 利用者に対するハラスメントの防止に努める。

# (その他運営についての留意事項)

- 第 19 条 1 エーデルワイスは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
  - (1) 採用時研修 (2)業務研修 年4回以上
  - 2 職員は、正統な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
  - 3 エーデルワイスは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の 日から2年保管しなければならない。

# (附則)

平成 9年 9月 1日 施行 平成 13年 3月 1 目 改正 平成 13 年 9 月 改正 1 目 平成 14年 6月 30 日 改正 平成 16年 7月 1 目 改正 平成 18年 7月 改正 1 目 平成 20年 1 目 4月 改正 平成 24年 2月 改正 1 日 平成 25年 1月 17 日 改正 平成 26年 4月 改正 24 日 平成 27年 8月 1 日 改正 令和 3年 12月 24 日 改正

医療法人財団 朔望会

令和 6年

訪問看護ステーションエーデルワイス

3月

22 日

改正